

## 事業説明会での質問事項に対する回答(令和6年5月10日実施分)

事業説明会でいただいた主なご質問・ご意見に対する回答は次のとおりです。

NO	質問・意見等	回答
1	今後の事業のスケジュールはどうなっていますか。	令和6年6月以降に現地での測量調査を行い、境界立会については令和6年9月以降を予定しています。 また、土地・建物等調査も令和6年10月以降に開始する予定です。建物等調査については、権利者の方々のご意向やご都合に合わせて実施しますので、遅れが生じる可能性があります。 これらの調査が予定通り進めば、来年度以降に順次補償の説明を権利者の方々に行っていきます。
2	工事はいつ頃開始の予定ですか。	用地取得の進捗状況にもよりますが、早ければ令和8年度から着工したいと考えています。
3	補償金に対して税の控除はありますか。	課税の特例について、徳島市が税務署と事前協議を行います。 その後、道路などの公共事業の用地のために土地などを譲渡した場合は、所得税の確定申告が市・県民税の申告が必要です。一定の要件に当てはまると、最高5,000万円の特別控除等が受けられます。
4	事業に伴う売買の制限が開始した後も、相続や生前贈与を行った場合、届出は必要ですか。	都市計画法第67条による土地建物等を有償譲渡する場合の届出は、寄附や贈与など無償で譲渡する場合は不要となります。
5	建物等の移転に伴う代替地は探してくれますか。	代替地の選定については、補償金の中に移転先選定費用が含まれているので、権利者の方をお願いしています。
6	我々権利者は今後どうしたらよいですか。	令和6年6月以降、順次ご連絡します。
7	借家人の方への移転の説明は誰が行うのですか。	借家人の方への説明は、基本的には徳島市が行います。なお、建物所有者の方などにご協力いただく必要が生じた際には、ご連絡します。